

株 主 各 位

第120回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等に関する事項	……	1 頁
当社の財務及び事業の方針の決定を支配 する者の在り方に関する基本方針 (会社の支配に関する基本方針)	……	4 頁
連結資本勘定計算書	……	5 頁
連結注記表	……	6 頁
株主資本等変動計算書	……	9 頁
個別注記表	……	10 頁

第120期
(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

富士フイルムホールディングス株式会社

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.fujifilmholdings.com/ja/investors/index.html>)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成28年3月31日現在、職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要は、次のとおりです。

新株予約権の区分 (発行決議の日)	新株予約権の数	目的となる株式の 種類と数	新株予約権の 発行価額	新株予約権の 行使時の払込金額	権利行使期間
第1ノ2回 (平成19年7月27日)	154個	普通株式 15,400株	1株当たり 4,904円	1株当たり 1円	平成19年9月4日から 平成30年9月3日まで (注1)
第1ノ3回 (平成19年7月27日)	1,496個	普通株式 149,600株	無償	1株当たり 4,976円	平成21年7月28日から 平成29年7月27日まで
第2ノ2回 (平成20年8月28日)	1,318個	普通株式 131,800株	無償	1株当たり 2,981円	平成22年8月29日から 平成30年8月28日まで
第3ノ1回 (平成21年7月31日)	1,683個	普通株式 168,300株	1株当たり 2,774円	1株当たり 1円	平成21年9月2日から 平成51年9月1日まで (注2)
第3ノ2回 (平成21年7月31日)	1,374個	普通株式 137,400株	無償	1株当たり 2,828円	平成23年8月1日から 平成31年7月31日まで
第4ノ1回 (平成22年12月24日)	1,988個	普通株式 198,800株	1株当たり 2,937円	1株当たり 1円	平成23年2月1日から 平成53年1月31日まで (注3)
第4ノ2回 (平成22年12月24日)	1,584個	普通株式 158,400株	無償	1株当たり 2,965円	平成24年12月25日から 平成32年12月24日まで
第5ノ1回 (平成24年3月2日)	2,945個	普通株式 294,500株	1株当たり 1,884円	1株当たり 1円	平成24年4月3日から 平成54年4月2日まで (注4)
第5ノ2回 (平成24年3月2日)	184個	普通株式 18,400株	無償	1株当たり 2,012円	平成26年3月3日から 平成34年3月2日まで
第6ノ1回 (平成25年2月26日)	3,187個	普通株式 318,700株	1株当たり 1,757円	1株当たり 1円	平成25年4月2日から 平成55年4月1日まで (注5)
第6ノ2回 (平成25年2月26日)	160個	普通株式 16,000株	無償	1株当たり 1,842円	平成27年2月27日から 平成35年2月26日まで
第7ノ1回 (平成26年2月27日)	2,181個	普通株式 218,100株	1株当たり 2,762円	1株当たり 1円	平成26年4月2日から 平成56年4月1日まで (注6)
第7ノ2回 (平成26年2月27日)	226個	普通株式 22,600株	無償	1株当たり 2,803円	平成28年2月28日から 平成36年2月27日まで
第8ノ1回 (平成27年2月26日)	1,821個	普通株式 182,100株	1株当たり 4,149円	1株当たり 1円	平成27年4月2日から 平成57年4月1日まで (注7)
第8ノ2回 (平成27年2月26日)	225個	普通株式 22,500株	無償	1株当たり 4,205円	平成29年2月27日から 平成37年2月26日まで

注1 第1ノ2回新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローの地位のいずれも喪失した場合、当該地位喪失日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。

注2 第3ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、本注2及び注3において「権利行使開始日」といいます。）から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、平成50年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成50年9月1日から平成51年9月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。

- 注3 第4ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、平成52年1月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年1月31日から平成53年1月31日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注4 第5ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、本注4、注5、注6及び注7において「権利行使開始日」といいます。）から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、平成53年4月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成53年4月2日から平成54年4月2日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注5 第6ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、平成54年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成54年4月1日から平成55年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注6 第7ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、平成55年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成55年4月1日から平成56年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注7 第8ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、平成56年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成56年4月1日から平成57年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。

(2) 職務執行の対価として交付された当社取締役及び監査役の保有する新株予約権等の状況

平成28年3月31日現在の当社取締役及び監査役による当該新株予約権の保有状況は、次のとおりです。

	当 社 取 締 役		当 社 監 査 役	
	新株予約権の数	保 有 す る 人 数	新株予約権の数	保 有 す る 人 数
第1ノ2回新株予約権	64個	3名	0個	0名
第1ノ3回新株予約権	604個	8名	10個	1名
第2ノ2回新株予約権	646個	7名	34個	2名
第3ノ1回新株予約権	1,144個	6名	42個	1名
第3ノ2回新株予約権	672個	7名	34個	2名
第4ノ1回新株予約権	1,261個	7名	86個	2名
第4ノ2回新株予約権	722個	8名	48個	2名
第5ノ1回新株予約権	1,929個	9名	108個	2名
第5ノ2回新株予約権	107個	9名	6個	2名
第6ノ1回新株予約権	2,080個	8名	0個	0名
第6ノ2回新株予約権	62個	9名	4個	1名
第7ノ1回新株予約権	1,446個	8名	0個	0名
第7ノ2回新株予約権	134個	10名	0個	0名
第8ノ1回新株予約権	1,248個	9名	0個	0名
第8ノ2回新株予約権	139個	10名	0個	0名

注1 社外取締役及び社外監査役は、新株予約権を保有しておりません。

注2 上記新株予約権の内容の概要は「(1)職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度中に当社使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

当該新株予約権の当社使用人並びに当社子会社の役員及び使用人への交付状況は、次のとおりです。

	当社使用人（注2）		当社子会社取締役（注3）		当社子会社使用人（注4）	
	新株予約権の数	人 数	新株予約権の数	人 数	新株予約権の数	人 数
第8ノ1回新株予約権	187個	11名	105個	3名	239個	33名
第8ノ2回新株予約権	23個	11名	12個	3名	48個	37名

- 注1 上記新株予約権の内容の概要は「(1) 職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
- 注2 当社使用人には、当社執行役員を含んでおります。当社執行役員のうち4名は、当社子会社の取締役又は執行役員を兼務し、その報酬として本新株予約権の交付も受けております。上記の当社使用人11名に交付された本新株予約権の数は、当該兼務者4名が当社子会社の取締役又は執行役員の報酬として交付された本新株予約権34個（第8ノ1回新株予約権）、6個（第8ノ2回新株予約権）をそれぞれ含んでおります。
- 注3 本新株予約権は、当社子会社監査役には交付しておりません。上記の当社子会社取締役の人数及び新株予約権の数は、当社取締役又は前注2記載の当社執行役員を兼務していた者の人数及び交付された本新株予約権の数を含んでおりません。当社取締役を兼務し、当社取締役及び当社子会社取締役の報酬としてそれぞれ本新株予約権の交付を受けた当社子会社取締役は9名おります。当該兼務者9名に対し、当社子会社取締役の報酬として交付された本新株予約権の数は410個（第8ノ1回新株予約権）、51個（第8ノ2回新株予約権）です。
- 注4 当社子会社使用人には、当社子会社の執行役員及びフェローを含んでおります。上記の当社子会社使用人の人数及び新株予約権の数は、前注2記載の当社執行役員を兼務していた者の人数及び交付された本新株予約権の数を含んでおりません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）

基本方針及びその実現に資する特別な取組みの内容の概要

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方に基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させることなどにより、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、それを受け入れるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者が現れた場合は、株主の皆様のご判断に資するべく積極的な情報収集と適時開示に努めると共に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るために、会社法及び金融商品取引法等の関係諸法令の範囲内で可能な措置を適切に講じてまいります。

当社は、上記基本方針の実現のために、「1. 企業集団の現況に関する事項 (4)対処すべき課題」に記載の諸施策を遂行することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

連結資本勘定計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

単位：百万円

	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益 (△損失) 累積額	自 己 株 式	株 主 資 本	非支配持分	純資産合計
平成27年3月31日現在残高	40,363	75,588	2,126,075	91,589	△100,901	2,232,714	234,702	2,467,416
包括利益（損失）								
当期純利益			123,313			123,313	18,403	141,716
有価証券未実現損益変動額				△19,968		△19,968	△156	△20,124
為替換算調整額				△68,480		△68,480	△9,131	△77,611
年金負債調整額				△32,781		△32,781	△7,092	△39,873
デリバティブ未実現損益変動額				△1,472		△1,472	1	△1,471
包 括 利 益						612	2,025	2,637
自己株式取得					△150,050	△150,050		△150,050
自己株式売却		117			722	839		839
当社株主への配当金			△29,737			△29,737		△29,737
非支配持分への配当金							△7,295	△7,295
新株予約権		73				73		73
非支配持分との 資本取引及びその他		2				2	△53	△51
平成28年3月31日現在残高	40,363	75,780	2,219,651	△31,112	△250,229	2,054,453	229,379	2,283,832

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

当社は有価証券及び投資有価証券を売却可能有価証券に分類し、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（以下、「基準書」といいます。）320を適用しております。

売却可能有価証券……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………主として移動平均法による低価法

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………主として定額法

（なお、帳簿価額の実現可能性に疑いのある場合には減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。）

無形固定資産……………主として定額法（ただし、基準書350に準拠し、存続期間に限りのないものについては、償却を行わずに少なくとも年1回減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。）

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………営業債権、リース債権及びその他の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、基準書715に準拠し、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。
過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しております。
数理計算上の差異については、退職給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%を超える部分について、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しております。

(5) 営業権（のれん）……………基準書350に準拠し、償却を行わずに少なくとも年1回減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。

(6) 収益の認識基準

当社は、収益が実現し、もしくは実現可能でありかつ稼得したときに収益を認識しております。当社は以下の4つの条件、すなわち契約書等の説得力のある証拠が存在すること、顧客に対して製品・商品又はサービスが提供されていること、その価格が確定している、あるいは確定可能であること、対価の回収が合理的に保証されていることのすべてが満たされたときに収益が実現し、もしくは実現可能でありかつ稼得したと考えております。

(7) 消費税等

消費税等の処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| (1) 保証債務……………金融機関に対する従業員の住宅ローン保証等 | 10,824百万円 |
| (2) 受取手形割引高…………… | 4,201百万円 |
| (3) その他の包括利益（損失）累積額には、有価証券未実現損益、為替換算調整額、年金負債調整額及びデリバティブ未実現損益が含まれています。 | |

3. 連結資本勘定計算書に関する注記

(1) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	16,877百万円	35円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月28日 取 締 役 会	普 通 株 式	15,095百万円	32円50銭	平成27年9月30日	平成27年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株 式 の 種 類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	14,641百万円	32円50銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

③ 当連結会計年度に対応する剰余金の配当（決議予定の配当を含む。）を認識する方法を採用しております。

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）に関する事項

目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式
目 的 と な る 株 式 の 数	2,030,100株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、有価証券及び投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物、短期投資をさまざまな金融機関に預託しております。当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。営業債権については、大口顧客に対する営業債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用評価の見直しによって、リスクは限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積に際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積の方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積にあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

① 現金及び現金同等物、受取債権、社債（1年以内償還分）及び短期借入金、支払債務：

満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

② 有価証券、投資有価証券：

活発な市場のある国債、株式及び公募投資信託等の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券及び私募投資信託等については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。

③ 預り保証金：

変動金利の金融商品であるため公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

④ 社債及び長期借入金：

社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている相場価格、又は貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額（1年以内償還・返済予定分を含む。）は320,074百万円及び317,250百万円であります。

⑤ デリバティブ：

外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額は7,769百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額は7,613百万円であります。

5. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり当社株主帰属当期純利益……………	基本的	264円87銭
	希薄化後	264円00銭

6. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

自己株式の取得を行う理由……株主還元の強化及び資本効率の向上を図るとともに、将来の機動的な資本政策を可能とするため。

取得対象株式の種類……………普通株式

取得する株式の総数……………15,000,000株（上限）

株式の取得価額の総額……………50,000百万円（上限）

取得期間……………平成28年5月2日～平成28年12月31日

株主資本等変動計算書
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本									評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金(注)	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	40,363	63,636	-	63,636	10,090	1,524,162	1,534,253	△100,901	1,537,351	5,511	4,159	1,547,022
当 期 変 動 額												
剰余金の配当						△31,973	△31,973		△31,973			△31,973
当 期 純 利 益						52,219	52,219		52,219			52,219
自己株式の取得								△150,050	△150,050			△150,050
自己株式の処分			116	116				722	838			838
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										△2,797	44	△2,753
当期変動額合計	-	-	116	116	-	20,246	20,246	△149,327	△128,965	△2,797	44	△131,718
当 期 末 残 高	40,363	63,636	116	63,752	10,090	1,544,408	1,554,499	△250,228	1,408,386	2,713	4,204	1,415,304

（注）その他利益剰余金の内訳

	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	1,473,305	50,857	1,524,162
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△31,973	△31,973
当 期 純 利 益		52,219	52,219
当期変動額合計	-	20,246	20,246
当 期 末 残 高	1,473,305	71,103	1,544,408

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定額法

無形固定資産……………定額法

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

② ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,919百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

37,011百万円

長期金銭債権

62,393百万円

短期金銭債務

161,607百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

54,588百万円

その他の営業取引

2,220百万円

営業取引以外の取引による取引高

788百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

64,128,303株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、過年度に実施した会社分割における新設分割設立会社の株式に係る一時差異、その他有価証券評価差額等であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

3,132円32銭

1株当たり当期純利益

112円17銭

7. 重要な後発事象

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

自己株式の取得を行う理由……株主還元の強化及び資本効率の向上を図るとともに、将来の機動的な資本政策を可能とするため。

取得対象株式の種類……普通株式

取得する株式の総数……15,000,000株（上限）

株式の取得価額の総額……50,000百万円（上限）

取得期間……平成28年5月2日～平成28年12月31日